

課長		副課長		リーダー		設計		校合	
----	--	-----	--	------	--	----	--	----	--

令和 6 年度

委託

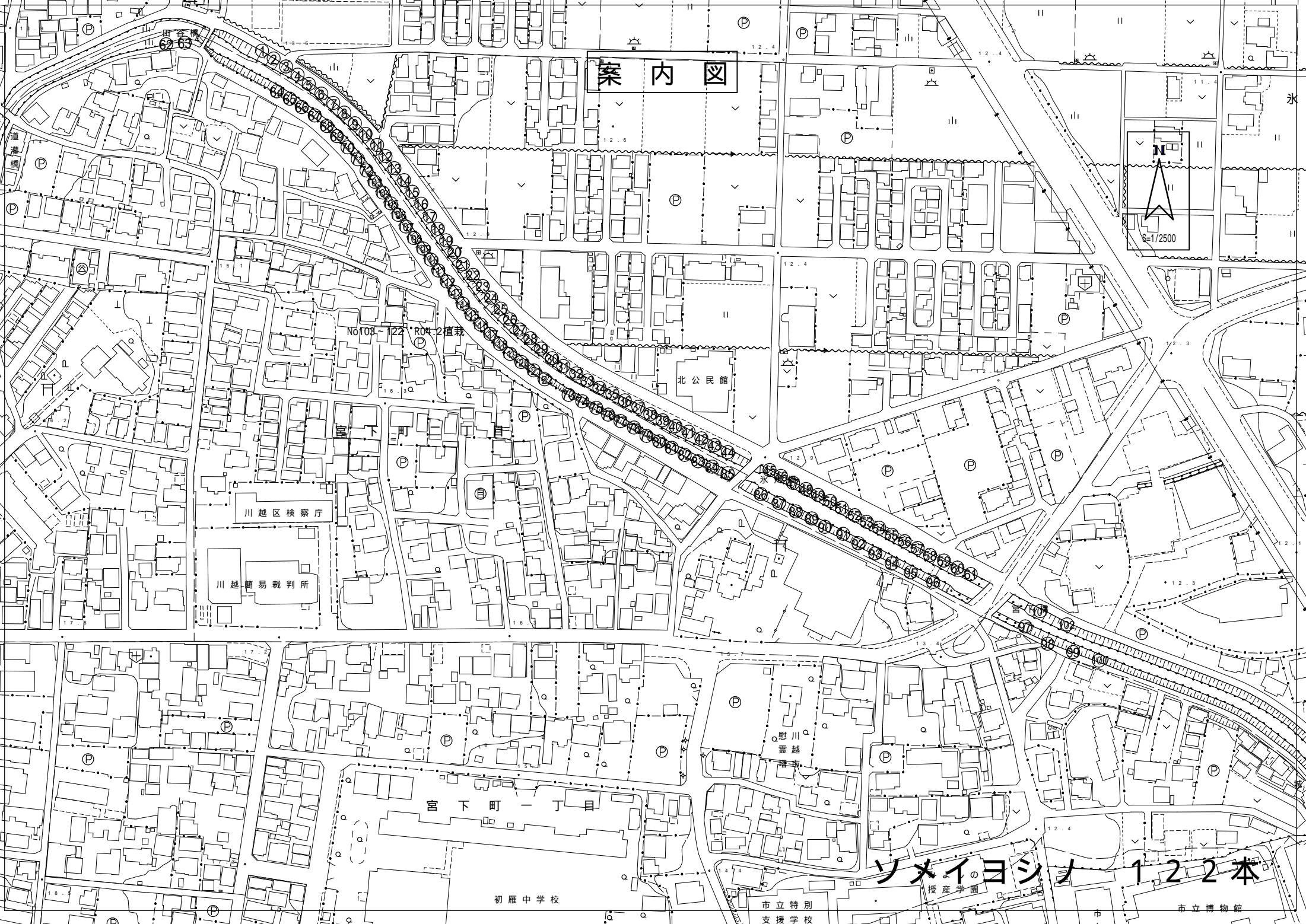
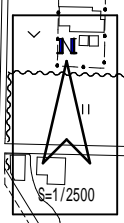
設 計 書  
仕 様 書

- 1 委託名 新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託
- 2 委託箇所 川越市氷川町地内ほか1箇所
- 3 実施額 ￥ 円 (但し、委託価格 ￥ 円)
- 4 変更実施額 ￥ 円 (但し、委託価格 ￥ 円)
- 差引増減額 ￥ 円

5 委託大要、起工理由・変更

変更委託の大要	
委託の大要	薬剤散布= 2,600.0 0
変更理由	
起工理由	

# 案内図



No103-JZZ-R04-2植栽

北公民館

川越区検察庁

川越簡易裁判所

宮下町一丁目

初雁中学校

川越  
慰霊  
港車

市立特別  
支援学校

ソメイヨシノ 122本

授産学園

市立博物館

案内図



弁天橋

仙波町

川越

清身場橋

ソメイヨシノ 50本



本 委 託 費 内 訳 表

1 号

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 委 託 費								
	管 理 費							
		薬剂散布(樹木)		2,600.0	ℓ			
	直接委託費計							
		共通仮設費		1	式			
	純委託費							
		現場管理費		1	式			
	委託原価							
		一般管理費等		1	式			
	委託価格							
		消費税相当額		1	式			
本 委 託 費 計								
								※上段 出来高金額
						増減		下段 設計金額

川 越 市

樹木薬剤散布

10002

当 一 位 代 価 表

1 号

名 称	材 料	形状寸法・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
造園工				人			
普通作業員				人			
トラック運転	2t積			日			別紙第 2 号一位代価表
殺虫剤	ロックオン		1.000	ℓ			見積
殺菌剤	トリフミン		0.33	kg			見積
諸雑費			1.00	式			噴霧機等燃料費及び損料等
計							
1ℓ当り							

トラック運転(2t)

1日

## 当 一 位 代 価 表

2号

名 称	材 料	形状寸法・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
一般運転手				人			
燃料費	軽油			ℓ			
機械損料	トラック	2t積		供用日			
損耗費	タイヤ損耗費及び補修費	2t・良好		供用日			
諸雑費			1.00	式			
計							

川 越 市

# 新河岸川堤樹木害虫駆除業務特記仕様書

## 第1節 一般事項

### (1. 目的)

この仕様書は、新河岸川堤（田谷橋付近～宮下橋付近・弁天橋～田島橋）の害虫を駆除し、景観及び利用の快適性の向上を図ることを目的とする。

### (2. 適用範囲)

この仕様書は、害虫の駆除に係る業務方法について定める。この仕様書に定めのない事項については、農薬取締法等の農薬関連法規及びその他の要領、指針等による。

### (3. 委託箇所)

川越市氷川町地内ほか1箇所

### (4. 委託の期間)

契約締結日から令和6年11月29日まで

### (5. 支払い方法)

完了払い

### (6. 再委託)

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。

### (7. 仕様書に記載のない事項)

この仕様書は、委託業務の大要を示すものであり、この仕様書に定めのない事項又は疑義がある事項については、発注者、受注者双方で協議のうえ解決するものとする。

### (8. 法令等の遵守及び手続きの代行)

作業の実施にあたっては、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るものとする。また、官公署等への必要な届出、手続き等は、速やかに処理しなければならない。

作業の実施に際して、関係官公署、付近住民と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、速やかに監督員と協議し、その決定に従い実施するものとする。

### (9. 負担区分)

委託業務に要する機械器具、材料、用具及びこれらを用いるのに必要な検査、官公署等への届出、手続き等は受注者の負担とする。

### (10. 服務)

「川越市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、作業現場においては、喫煙をしないよう徹底するものとする。また、業務に従事する者は、品位のある服装・態度に留意するよう努めなければならない。

### (11. 環境配慮)

受注者は、川越市が環境配慮に取り組んでいることを踏まえ、業務にあたっては、環境に配慮するように努めること。

## 第2節 委託業務の適正化

### (1. 委託業務実施計画書)

受注者は、委託期間中の業務計画を定めた実施計画書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

### (2. 責任者の指定)

受注者は、当該業務に係る責任者を1名指定し、従事者との連絡調整を綿密に行わせて、当該業務の適正な管理にあたらせるものとする。

### (3. 作業の実施日等)

作業の実施については、天候、害虫の発生状況を考慮し、最大の効果が期待できるよう努め、実施日については監督員と協議の上、決定するものとする。

### (4. 業務開始前の準備)

受注者は、事前に受注箇所の概要を把握するとともに、監督員と十分に打合せを行ったうえで、その指示に従って業務を効率よく安全に遂行するものとする。

### (5. 現場の安全管理)

作業の実施にあたっては、施設等を損傷しないよう充分注意するものとする。万一損傷した場合は、受注者の負担で原形に復するものとする。

受注者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について、遅滞なく監督員に報告するものとする。

### (6. 作業用機械器具等)

作業用の機械器具、道具類は、作業に適するものを使用する。監督員が不相当と認めたときは、取替えを指示することがある。

### (7. 実施時の留意事項)

- ①薬剤の散布に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定める使用方法等を遵守し、事前に周辺居住者等への周知徹底を図るとともに、作業中及び作業後の立入りを制限するなど人畜への安全に十分留意する。
- ②散布日は、風が弱く天候の不順でない日とし、風上から散布する。また、対象物以外のものに薬剤がかからぬよう注意する。使用時刻は利用者の少ない時間を基本とし、それ以外の時間に散布する場合は、監督員と十分協議しなければならない。
- ③薬剤散布後は、防滴のため現地にその旨の表示を行うこと。
- ④落下した害虫等については、速やかに処分すること。
- ⑤使用機器及び薬品の保管については、事前・事後を通じ十分に注意し、作業終了後は遺漏なく速やかに片づける。薬品の空ビン、空缶、空袋等は受注者が必ず持ち帰り、責任をもって処理すること。
- ⑥薬剤散布において、病虫害の発生の有無等を確認せずに、薬剤散布を行うことのないようにすること。また、病虫害の早期発見に努め、被害を受けた部分の剪定等により除去するなど、薬剤散布を最小限にとどめるよう努めること。  
また、薬剤散布を行う場合は、使用する薬剤量、散布範囲等を必要最小限にとどめるよう努めること。
- ⑦受注者は、薬剤を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した薬剤の種類並びに使用した薬剤の使用量又は希釈倍数について記帳し、報告すること。



(8. 異常報告)

受注者は、異常を発見した時は、直ちに監督員に連絡するものとする。

(9. クビアカツヤカミキリ被害の報告)

作業時等において、クビアカツヤカミキリの個体やクビアカツヤカミキリ由来のフラス、フラス排出孔、成虫脱出孔等を発見した際は、捕殺等必要な措置を講じた後、発生箇所、状況等を直ちに監督員に連絡するものとする。

(10. 写真撮影)

受注者は、作業毎に実施状況写真を撮影、整理し、監督員の確認を受ける。写真はカラーとし、作業の実施前、実施中、実施後の状態をそれぞれ同じ位置・方向から撮影するものとする。

(11. 跡片付け)

受注者は、作業の完了に先立ち、速やかに不用物を整理し、適切に処分するものとする。

(12. 作業の完了)

受注者は、作業の完了後、速やかに書類等を点検整備するものとする。

### 第3節 委託業務の実施報告

(1. 実施報告書)

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく「委務業務実施報告書」を発注者に提出するものとする。この際、必要とする出来高書類を添付すること。

## 委託業務実施計画書作成要領

### (1. 趣旨)

この要領は、「新河岸川堤樹木害虫駆除業務特記仕様書」に定める委託業務実施計画書の作成について適用するものとし、作成に必要な事項を定めるものとする。

### (2. 計画書の構成)

計画書は、次の事項をもって構成する。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- ①業務概要
- ②「実施計画書」
- ③管理技術者等通知書
- ④作業体制表
- ⑤使用機器材一覧表
- ⑥受託業務の工種別施工管理計画
- ⑦安全・環境対策
- ⑧緊急時の体制（連絡網）及び対応
- ⑨その他

### (3. 各事項における留意点)

安全・環境対策では、付近住民への業務の周知や誘導・立入り制限、道路使用時の交通安全対策、作業員の安全衛生管理等について記載すること。

なお、付近住民への周知方法については、チラシ等の写しを添付すること。

## 委託業務写真撮影要領

### (1. 趣旨)

この要領は、「新河岸川堤樹木害虫駆除業務特記仕様書」に定める写真撮影について適用するものとし、作成に必要な事項を定めるものとする。

委託業務における写真撮影は、業務の履行を証する重要な事項であることを十分に認識し、本要領に沿って適正に対応するものとする。

### (2. 写真の分類)

写真は、次のように分類する。

- ①使用機器・材料写真
- ②実施状況写真
- ③品質管理写真
- ④安全管理写真
- ⑤その他

### (3. 写真の撮影)

①写真の撮影は、別記撮影箇所一覧表に示すものを標準とする。

②写真の撮影にあたっては、原則として次の項目を記載した小黒板等を被写体として共に写し込むものとする。

- (1)委託名
- (2)工種名
- (3)撮影位置（測点）
- (4)日付

③監督員から指示があった作業は、監督員の立会い写真を撮るものとする。

### (4. 写真帳)

写真帳は、市販の工事写真台帳を使用して（デジタルカメラによる写真のプリントアウトについてはこの限りではない）、工種別に作業の過程が容易に把握できるように整理し、「委託業務実施報告書」とともに1部提出する。

### (5. 撮影時の一般的注意事項)

①写真の撮影にあたっては、必ず作業開始前、作業中、作業完了後において同一方向、同一位置より撮るものとする。

②着手前写真は、委託箇所の全景もしくは代表的な部分を撮るものとする。完成写真は必要に応じて撮るものとする。

③撮影後はできるだけ早く現像し、撮った写真が目的に合ったものとなっているかを調べることを。

## 撮影箇所一覧表

区 分	工 種	種 目	撮影項目	留意事項等
使用機器・材料	機器・材料		機器全景・形状寸法	
実施状況	樹木薬剤散布		作業前・中・後	適宜。作業後は駆除状況がわかるように撮影する。
品質管理	樹木薬剤散布		薬剤全量 配合作業	配合前と配合後の空袋等を撮影する。混入状況についても撮影する。
安全管理			各種表示類の設置状況	各種類毎に1回
			各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回
			安全ミーティング状況	必要に応じて
その他	異常報告			災害、事故等が発生した場合は、詳細に記録する。

## 実施報告書作成要領

### (1. 趣旨)

この要領は、「新河岸川堤樹木害虫駆除業務特記仕様書」に定める「委託業務実施報告書」に添付する出来高図等の書類作成について適用するものとし、作成に必要な事項を定めるものとする。

### (2. 出来高書類)

「委託業務実施報告書」に添付する出来高書類は、次に示すものとする。また、監督員がその他の書類等の提出を求めた場合には、遅滞なくこれを作成し、提出するものとする。

- ①出来高図
- ②出来高数量表
- ③実施工程表
- ④使用材料の納入伝票
- ⑤日報
- ⑥写真（「委託業務写真撮影要領」による）
- ⑦使用薬剤報告書（新河岸川堤樹木害虫駆除業務特記仕様書7. ⑦に定める項目）
- ⑧その他

# 川越市環境方針

## 基本理念

川越市は、現在の環境を保全し、さらにより良い環境を創造して、次の時代を生きる私たちの子孫に引き継いでいかななくてはならないと認識します。

近年、地球温暖化の影響と考えられる自然災害、熱中症、感染症など、様々なリスクが高まっており、地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題の一つとなっています。また、私たちの生活に影響が大きいエネルギー問題への関心が高まっており、これまでも増して地域の自然的・社会的条件に応じた、実効性のある取組が不可欠となっています。

よって、川越市は、地域の環境の保全とより良い環境の創造に向けて率先して行動し、その取組を地域全体に広げていくことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していきます。

## 基本方針

川越市は、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会実現に向けた取組をはじめとして、環境に影響を与える要因を継続的に改善することによって、環境に配慮した自治体であることをめざします。

- 1 「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。
- 2 事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。
- 3 システムの継続的な改善及び適切な管理と事故への備えによる環境汚染の予防に努めます。
- 4 環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。
- 5 環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。  
また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。
- 6 全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。
- 7 基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めています。

令和4年5月1日

川越市長 川合善明